

関西圏国家戦略特区「雇用労働相談センター」の設置（第2回区域計画認定）について

平成 26 年 12 月 25 日
関西イノベーション推進室(特区担当)

12月19日に「国家戦略特別区域諮問会議」が開催され、関西圏国家戦略特区の第2回区域計画が総理大臣の認定を受け、下記内容が追加されました。

今回認定されたのは「雇用労働相談センター」の設置で、労働紛争の未然防止や予見可能性の向上を図るため、社会保険労務士や弁護士による個別相談を行い、労働法制面からの創業サポートを行うことにより、ビジネスがしやすい環境づくりをめざすものです。

本事業は、厚生労働省の委託事業であり、関西圏の国家戦略特別区域内（京都府、大阪府、兵庫県の全域）に所在する新規開業直後の企業、日本国外から同特区内に進出をめざすグローバル企業、これら企業の労働者が利用対象となります。

記

※区域計画のうち、今回認定された事項のみ抜粋

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

事項：雇用条件の明確化のための「雇用労働相談センター」の設置

内容：雇用条件の明確化等を通じ、ベンチャー企業やグローバル企業の設立等を促進するため、大阪市都心部において、雇用ルールの周知徹底と紛争の未然防止を図るための「雇用指針」等を活用し、社会保険労務士・弁護士等による高度な個別相談対応等を行う「雇用労働相談センター」（以下「センター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【1月初旬に設置】

- i) 設置主体：国（競争入札により事業実施者を選定）
- ii) 設置場所：グランフロント大阪 ナレッジキャピタル
- iii) 実施体制：施設長、事務責任者、代表弁護士、代表相談員等を配置する。
 - ・ 地域のニーズ等を踏まえた効果的な事業運営を行うことを目的として、「雇用労働相談センター運営協議会」（以下「運営協議会」という。）を設置し、センターは運営協議会の意見を尊重するものとする。
 - ・ 運営協議会は、関西圏国家戦略特別区域に所在する経済団体及び労働団体、労働関係法令及び雇用指針に精通した学識者、大阪府、大阪市等で構成し、オール大阪で事業を推進する。
 - ・ 施設長は、組織運営に長けた者を1名配置し、本事業が「区域方針」及び「関西圏国家戦略特別区域計画」に則り、その目的達成に必要なものとして機能するよう、助言及び指導を行うとともに、運営協議会を開催し、センターの運営を円滑に実施するために必要な連絡調整を行う。
 - ・ 事務責任者（1名）は、本事業全体に係る業務の統括管理を行う。
 - ・ 代表弁護士は、特に労働関係法令や雇用指針に精通し、かつ国際的な労働ルール及び商習慣を熟知していると認められる弁護士の中から選任する。
 - ・ 代表相談員は、特に労働関係法令や労務管理の実務に精通していると認められる相談員の中から選任する。
- iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。
 - ・ 弁護士による高度な専門性を有する個別相談対応
 - ・ 社会保険労務士による個別訪問指導
 - ・ 相談員による電話相談、窓口相談等の対応
 - ・ セミナーの開催 等
- v) その他：センターには相談員等が複数名常駐し、相談対応時間は、月・火・水・木・金曜日（国民の祝日及び年末・年始（12月29日～1月3日）を除く。）の午前11時から午後8時までとする。